

## 令和2年度第3回和歌山地方最低賃金審議会

### 議事録

開催日時 開催場所	令和2年8月5日(水) 和歌山労働局6階会議室	午後1時00分から 午後2時05分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席5名	定数5名
	使用者を代表する委員	出席4名	定数5名

#### ○富山会長

ただ今から第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者等について報告をお願いします。

#### ○事務局（嶋本）

御報告いたします。委員15名中公益3名、労働者側5名、使用者側4名出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定における定足数を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっておりますが、傍聴公示を行っていたところ、聴希望者がございませんでしたので傍聴者ゼロとなっております。

御報告申し上げます。以上です。

#### ○富山会長

それでは、議題(1)和歌山県最低賃金の改正決定について、審議をしております。今年度は、7月1日に和歌山労働局長から「和歌山県最低賃金の改正決定」について諮問をお受けして、和歌山県最低賃金専門部会に調査審議をお願いいたしました。

専門部会では大変御熱心に審議いただきまして、全会一致には至りませんでした。意見が取りまとめられましたので報告を受けることとします。

事務局は専門部会報告を朗読してください。

#### ○事務局（嶋本）

お手元に写しをお配りさせていただいております御覧になっていただきたいと思います。

<事務局から部会報告、朗読>

○富山会長

私の方から審議経過について簡単に補足して説明させていただきます。

7月27日に第1回専門部会を開催して以降、7月30日、8月3日、本日8月5日の4回にわたり審議をいたしました。全会一致には至りませんでした。

最終的には、本日午前中に開かれました第4回専門部会において採決を行って結審したものです。

ただ今の、専門部会報告について意見等ございましたら伺います。  
よろしいですか。

○児玉委員

これからの流れがよくわからないので、今話していいのかよくわからないのですが。

○富山会長

このあともう一度部会報告についての意見をお聞きしますが、一般的な意見があれば。

よろしいですか。

<意見なし>

○富山会長

それでは部会報告をもとに当審議会としても意見の取りまとめを行いたいと思います。和歌山県最低賃金を部会報告のとおり決定することについて御意見はありますでしょうか。それぞれお聞きしますが、労側委員のほうはどうでしょうか。

○濱地委員

今回、最低賃金を審議するにあたって、これまでになく厳しい環境下の中での議論ではなかったかなと思います。我々労働者側としても非常事態だということ、水準提示等々見送らせてもらって、他府県の状況を見た上で最終的には有額回答を求めるといったこととお話もさせていただいたところでございます。

しかしながら、今回1円という水準に至ったということでございますけれども、大分前のリーマンショックの時に1円上げたといったこともございましたので、中小零細企業の皆さんの状況も十分認識した上で、今回、最低賃金の地域間格差の是正、または、賃上げの流れを止めてはいけないという思いで、公益の方から1円の提示があったところでございますが、その提示を尊重して賛成をさせていただいたところでございます。

○富山会長

他の委員の方どうですか。

〈意見なし〉

よろしいですか。特にこの部会案について異議はないということですね。  
それでは使用者側の方、御意見をお願いします。児玉委員をお願いします。

○児玉委員

使用者側の意見としましては、部会の冒頭より非常に厳しい状況の中で、あるいはマイナスを要求するような経営者もある中で有額回答というのはいり得ないという立場で発言させていただきました。なおかつ中央での目安委員会が数字を示せなかったということは、これは安倍総理も、最初に話があったように、まず今現在の雇用維持をすることが最優先になるということの認識の中で経営者の皆さんも、今、現下の厳しい状況において様々な雇用調整助成金等を活用しながらですが、何とか雇用を維持している状況だと思います。

いろいろな指標も議論になりました。有効求人倍率、大きな指標といえば日本全体のGDP、これがリーマンショックの時よりもさらに悪くなるという見通しが出されているという話もありました。また、信用保証協会での貸し出しの状況等、いろいろな指標が、悪い指標についてたくさん御指摘をさせていただいたところでもあります。

そういった中で有額回答というのは経営者に対する、これは最後のところプラス1円というのが経営にどれだけ影響を与えるか未知数です。ところが、マインドという部分でプラス1円、「こんな時期でも上がるのか」ということの経営者のマインドを冷やすことにつながる。結果として雇用維持をしようとする意欲が損なわれるのではないか。それはすなわち、現在の雇用維持を守れなくなる。今日も部会で話があったんですが、中小企業の中の零細、小規模事業者が大変多い和歌山県においては、それが廃業につながる。又は、そのきっかけとなるのがこのプラス1円、というのが心理的な影響というのは計り知れないものがあるのではないか。そういう御指摘をさせていただいたところです。

まあ部会の採決はあるのですが、今一度皆さんに御検討いただいてそのプラス1円の持つ意味合いがどんなふうに影響しているかということをお考えいただけたらというふうに思っております。

○富山会長

他の委員の方どうですか。

和歌委員どうぞ。

## ○和歌委員

まずは、熱心な討議をいただいたということで会長、濱地さん、児玉さんから内容をお伺いしまして、また児玉さんからは色々な情報をいただきながらかんかんがくがくの議論を進めていただいたというふうに聞いておりますので、まずは敬意を表したいと思います。

その中で今回、最低賃金制度について私も改めて考えました。まずは社会の在りようみたいところで、我々としては企業の実態を超えた賃金アップがあったんだというふうに思います。ある意味、相場感ということで決まっていたんだと思うのですが、今回、部会の中で、あるいはこの場で、最低賃金法の中で生計費、賃金、支払い能力について改めてどういう御見解だったのかということをお伺いしたいし、私もお話をさせてもらえばというふうに思います。

これについてある意味相場感であるとしたら、コロナに対する評価を我々がどう考えるのかというふうな最低賃金審議会としての見識を問われるのだと思っ

ます。まずはリーマン並みの話がありました。リーマンの時1円上がりました。ただリーマンの時というのはいろんな要素があって、ある意味金融が傷んでいた、それをきっかけにした貸し剥がしとかいうことで倒産というものが数多かったというのも事実だと思います。ただ当時はある程度処方箋が示されながら、先が見通せた状況だったというふうに私自身は思います。で、今回の場合について、そういう処方箋というのは今現在政府が示されている、あるいは、我々自身も頑張ろうとしているのが、「まずは雇用だ」、「事業を継続してくれ」というふうなそういう中でいろんな施策をされている中で最低賃金を1円上げることについて、これは極めて意味のある1円だというふうに思います。

ある意味それは見識として正しいのかもわかりません。私自身としては、このコロナ禍というのが先が見えない、リーマンの時と比較すべきではないというふうに思っています。そんな中で改めて、今まで最低賃金の引上げの中で客観的な状況、条件を見ながら上げるんだというようなことを、ある意味うやむやにしていたのが、実はもうそれは通らないのだというふうな結論を我々自身が導いているということにならないか、というふうなことを思いながら私自身としては今回凍結すべきだというふうに改めて訴えたいと思います。

## ○富山会長

他に御意見ございませんか。

## ○原委員

今の2人の委員の意見と重なるんですが、今回の指標というのはすべての指標において全部マイナスになっている。今後の見通しを見ても、非常に経営とか見ても不安だという企業さんがほとんどすべてそうなんだという状況の中で上げる

金額が1円だと。1円を上げるということは、労働者側からとって1円って本当に喜ばれる数字なのか、消費を増やすとか、そういうことにつながる数字かどうかというのがまず一点気になると思います。それから、それ以上に、議論していただいたように経営者側のマインドの冷え込み、そのことに伴う中長期的な経済の落ち込み、こういったものに対しての影響というのは計り知れないものがあるのかなと思っております。

先ほど和歌委員のお話にもありましたけども、もともとは安倍総理の一声でだんだん上がって行って1,000円に近づけようということだったんですけど、当初はGDPの比が3%に合わせていこう、それがどうも怪しくなってくると、また違う指標を持ってくる。今回はそういった基本的には生産性を上げて、その上で賃金が上がっていくということだったと思うのですが、そういう意味では景気の動向も無視した形で今回また新たな「上げる」という一つの考え方ができるということなので、そうなってくると、私も部会で申し上げたとおり、今後、最低賃金の審議というのはいったいどういう哲学をもってやっているのかというのが分からなくなります。そのことがやはり経営者にとっても先行きの不透明感、人件費という大きな固定費を取り上げて、それが今後どうなっていくのかみたいな非常に大きな不安、不信感を残していくと、そういうようなことを一番恐れているというのが私が一番危惧しているところです。

○富山会長

ありがとうございます。

他に御意見ございませんか。

それぞれ御意見おありだと思っておりますが、今まで政策として最低賃金を上げる、低廉な賃金の労働者の生活を最低保証するというところで来たわけなんですけど、今回コロナ禍ということで経済情勢なんかも勘案して、専門部会でもその辺の議論から上げるということの一つ考えたのですが、その中での金額ということですが、今の経済情勢を考えてこういう結果になったということですが、他に意見はございませんか。

ただいま意見を伺いまして、このように県の最低賃金を部会報告どおり決定するという事について異議があるということなので、この件については本審の方で採決したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

○富山会長

では、この部会報告どおりに決定することに賛成の委員は挙手お願いします。はい7名。次に、反対の委員は挙手お願いします。4名ですね。

では、採決の結果、労側は賛成5名、公益側が賛成2名の計7名。そして使側の方は反対4名ということで、採決の結果、審議会令第5条第3項に基づく出席委員の過半数の賛成により部会報告どおり決定されました。

次に答申案について検討していただきます。事務局から答申案を配布していただけますか。

〈事務局、答申案を配布〉

○富山会長

事務局は答申案を朗読してください。

〈事務局、答申案を朗読〉

○富山会長

ただいまの答申案について御意見等はございませんでしょうか。

〈意見なし〉

○富山会長

それでは答申文を局長にお渡ししたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

〈会長から局長に答申文を手渡し〉

○富山会長

ただ今、答申文を局長にお渡ししましたが、局長の方から御挨拶があるということなのでよろしくお願いします。

○和歌山労働局長

本日は、これまで3回の審議会および4回の専門部会において積極的な御審議を賜りまして、先ほど最低賃金改正の答申いただきました。本当にありがとうございました。

特に専門部会におかれましては、非常にお暑い中、またお忙しい中、積極的かつ慎重な審議を賜りまして、心より御礼申し上げます。

今後、速やかに必要な手続きを執ってまいりたいと思っておりますし、いただきました御意見を十分踏まえ、周知及び浸透を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○富山会長

それでは、答申に基づく今後の事務処理について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

御説明いたします。ただ今答申をいただきました。この答申の要旨の公示を本日付けで行いまして、異議申出の受付期間は15日ということになっておりますから、8月20日までが異議申出期間となります。

異議申出に対する異議審ですが、申出があった場合に異議審の方を開催させていただきます。日時は、先日第2回本審で御確認いただいたとおり、8月21日の午前10時からということをお願いします。

効力発生日については、官報掲載の持ち込みを8月21日中に行った場合、10月1日の発効となります。

以上、よろしく申し上げます。

○富山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、まず8月21日の10時から異議審ということですが、出席可能な方は挙手をお願いします。

〈参加可能委員挙手〉

はい、それでは、異議審を8月21日10時からということで、よろしく願いいたします。改めて文書で開催通知を行いますが、その日を予定しておいていただくようお願いいたします。

○富山会長

次の議題ですが、審議会令第6条7項の規定に基づく、和歌山県最低賃金専門部会の廃止について決議したいと思います。

これは、和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了したときに、審議会の議決により廃止するものです。

県最賃専門部会の廃止に賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

全会一致で県最賃専門部会を廃止することとします。

それでは、続きまして議題（3）の「特定最低賃金の決定等の必要性の有無」について、百貨店、総合スーパーと各種食料品小売業に適用する特定最低賃金の決

定の申出書が提出されたということですので、労働局長の諮問をお受けしたいと思いをします。

〈委員に諮問文写しを配布する〉  
〈局長が諮問文を朗読し、会長に手交〉

○富山会長

ただ今諮問を受けましたが、事務局の方から諮問文についての説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

はい、御説明いたします。

別添の申出書の方は資料 1 ということで付けさせていただいておりますので御確認いただけたらと思います。

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第 15 条におきまして、その決定、改正、廃止を行おうとする産業に従事する労働者又は使用者からの申出によって、労働局長が決定を行うこととなっております。

資料番号 1 のとおり申出の提出があったということになっております。その中で 2 番の当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲ですが、和歌山県において百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし次に掲げるものは除く、ということで適用除外範囲が示されているということになっております。

これは既存の百貨店、総合スーパー最低賃金とは適用労働者の範囲が異なるものであり、公正競争を確保する観点から特定最低賃金の新設を申し出るものということになります。

資料番号 2 として、申出の要件に係る審査結果を添付しております。

和歌山県内で当該産業に従事する基幹的労働者 3,656 名に対して、労働協約と個別の合意を合わせて 3,376 人、全体の約 92.3%となります。

従いまして、特定最低賃金の運用方針の中で定められた、一定地域内で、該当業種に使用される労働者のおおむね 3 分の 1 以上からの申出であるという要件を満たしております。申出書の原本は、こちらにございますので、御要望があれば確認していただけます。

当審議会におきましては、改正の必要性の有無について、従来から審議会の運営規程第 3 条に基づく特別小委員会を設けて検討していただいております。すでに鉄鋼業最低賃金の必要性審議のための特別小委員会を立ち上げていただいておりますが、今回の新設の必要性の審議についても御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。



○富山会長

ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見はございますか。

○岡田委員

特定最賃の場が必要かどうかというのは、小委員会で議論されることだと思いますので、ここで何か決定的なリプライが欲しいわけではないんですけど、特小委員会に向けて労側のお考えを聞かせていただければと思います。

今回、百貨店、総合スーパーという既存の産業分類で I561 に合せて各種食料品小売業なので I581 を合せてきたという形になると思うのです。

他府県の産業別最低賃金を見ていくと、各種食料品小売業で立てている都道府県は今のところないという認識なんですけど、どちらかというとも各種商品小売業 I56、I561 番を含む中分類になる 56 番で最低賃金を産業別に立てている都道府県は複数存在しているわけですが、56 番、百貨店、総合スーパーを含む各種商品小売業ではなく、561 番に I581 を足し合わせる形で新しい産業別の賃金の議論の場を作ろうというというふうな労働組合側がお考えになった経緯というか意図というのが、もしこの場でお聞かせいただくものがあれば教えていただけますか。

澤井委員

私の方からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

昨年度から百貨店、総合スーパーの中でいろいろ議論をしてまいりまして、その議論の中で使用者側から強く言われているのは、特定最賃の改定の際に言われているのが、特定のうちの業種だけ上げるのはおかしいのではないかと。要は総合スーパー、百貨店とあとは小さい小売スーパーでも働き方は変わらないのになぜ百貨店、総合スーパーだけ範囲を選んで話をしなければいけないのかと強く言われていまして、結論的に言いますと、昨年度の特定最賃の終了の際に使用者側、公益側、労働側と確認したのは、それであれば働き方が変わらない、同じであれば同じテーブルの中で一緒に議論しましょうということをお互い三者で確認したという経緯がございまして、それを来年からは真摯にお互い話し合いながら特定最賃の新しいあり方について取り組んでいきたいと思います確認した上で、今回この御提案をさせていただいたということです。

先ほど御指摘いただきました、百貨店、総合スーパー、及び各種食料品小売業の範囲についてでございますが、いろいろ議論した中で、言われておりました、他の都道府県でいえば各種商品小売業が妥当ではないですかという話もありますが、実際に昨年度の議論の中でいうと総合スーパーと普通のスーパー小売業と働き方が一緒だということであるという、産業分類的には各種食料品小売業がこの適正な範囲の中で網羅されるので、今回その設定で提出させていただきました。

で、どういうところが対象になるかということで御説明させていただきますと、各種商品小売業と、食料品小売業の違いというのは、各種商品小売業は総合スー

パーと百貨店のさらに人数が少ないところだけ範囲になってしまいますけれど、食料品小売というのは専門店以外の食料品を扱うところが対象という形になりますので、対象から外れるのは例えばパン屋さんとかお肉屋さん。一つの食料品を専門に扱うものではなくて、様々な食料品を扱うものを対象として取り扱う事業所が対象という形になりますので、これで先ほどの昨年からの議論にありますように流通に関わるスーパーマーケット、GMS合せた産業別最低賃金の提案という形にさせていただきたいということで、本日提案をさせていただいた次第でございます。

ですので、例えばオークワさんみたいなところがですね、今回いつもでいえばGMSの大型店舗だけが特定最賃の対象になっているのですが、オークワさんでいえば全店舗が特定最賃の範囲に網羅されると。会社の中でも、あっちの店舗は特定最賃、こっちの店舗では地域最賃が適用されているのですというのではなく、同じ働く業種によって網羅されることになりますから、今回決定していただいたら、松源さん、我々UAゼンセンの加盟組合でございますが、そちらも対象になっていくという形で御説明に代えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○和歌委員

ちょっとよろしいでしょうか。

○富山会長

はい、和歌委員どうぞ。

○和歌委員

私はこれ、あまり詳しくないのでわからないのですが、要は今まで特定の範囲でないところが入ってくるということですね。そうしたら引上げのベースはこの830円プラス1円、830円であったり831円というところがベースになりますか。それでないとおかしくならないのでしょうかね。

○澤井委員

その金額審議はおそらく事務局のほうに確認しないといけないと思いますが、この後、金額審議になってきますが、百貨店、総合スーパーの850円というのがございますので、私の見解としては850円をベースに議論されていくのではないかなと思うのですが、見解のほうは事務局に確認しなければいけません。

○和歌委員、

それはちょっと違うのではないかな。増やして850円からスタートですか。

○岡田委員

それは完全に手続きのことなので、事務局が伝えないといけないですね。

○事務局（嶋本）

条文はすぐには出てこないのですが、特定最賃につきましては地域別最賃を下回ることはできないということになっております。今回、新設でございますので、今現在申し上げられることは、少なくとも今回もし 831 円ということで地域別最賃が施行されました暁には、これを下回る答申を出すことはできないということになりますので、そこらへんを十分お分かりいただいた上で審議をいただくと形になろうかと思えます。

○本田委員

確認なんですが、もう一点。従来の百貨店、総合スーパーは 850 円ですね。その金額はどのように取り扱うのですか。

○事務局（嶋本）

これについては別のものとなりますので、そこら辺を考慮に入れるかどうかというのは審議の中でお諮りいただくことかと思えますけれど、特定最賃の種類とか、ものとしては別もの扱いということで新設であり、改正決定ではないということになります。

○岡田委員

よく分かりました。とりあえず地域別最低賃金 831 円を必ず上回る必要があるというのは法的な根拠があるということをお明らかにしていると理解しました。

その上で百貨店、総合スーパーはこの新しい特定最賃に含まれるということはどう考えるか、つまり 850 円をスタートラインとして審議をするのか、831 円をスタートラインとして審議をするのかというのは、またも労側と使側できっぱりと別れると思うのです。だから、これをまとめるのは公益側の仕事になると思うのです。

なので、こういう既存の枠組みを含んだ新設の産業別最低賃金を立てた他の都道府県の経緯が、もしあればちょっとお調べいただけますか。この話が始まるまでの 10 月とかで結構ですので、既存の産業別最低賃金を含む形で新しく産業別最低賃金の場を立てたことがある事実が過去にございましたら、情報収集をしていただけるとありがたい。どういうふうを立てたとかだけでなく、どのように議論をしていたかということも含めて分かると大変ありがたいので、よろしく願いいたします。

○事務局（嶋本）

承知いたしました。ここ数年の範囲では、私こういう例があるとは確認しておりませんので、確認をしておきます。もしかすると該当するものはありませんでしたとなるかもしれませんが。

○岡田委員

そうですね。私も知見の範囲ではありません。

○児玉委員

併せて確認しておきたいのは、既存の 850 円の部分があって、今回新たに各種食料品小売業の方々を足し込んでいくというようなイメージかなと思ったのですが、そうではなくて、今並べている 3 業種が一手に固まって、これが新設ですよという、今の話はそういうことですね。

850 円のところをキープしなかったら、ではないということですね。そこは今回提案のあった労側と事務局とはその議論して、手続上これが正しいとか、これがいいのだという議論はあったのでしょうか。

○事務局（嶋本）

議論というと何なんです、特定最低賃金は適用される労働者がどこの範囲まで含まれるかということで、新設か改正かということで判断しております。

今回、適用される労働者、使用者の範囲というのは、大きく変わってくる内容だと思いますので、もしこれが仮に決定されるということになると、和歌山県の特定最低賃金については鉄鋼業、百貨店、総合スーパー、それと今回新設の特定最賃の 3 本建てになるということでご理解いただきたいと思います。

○児玉委員

ちょっと意味がわかりづらいけど、3 本立てというのは、鉄鋼は鉄鋼でしょ。これは一つではないんですか。

831 円と鉄鋼と新規ということですか。

○事務局（嶋本）

そういうことです。最低賃金というのは適用される範囲の労働者の方で一番高いのが適用されるということになりますので、重なる範囲の労働者につきましてもどちらか高いほうが適用されるとこととなります。

○岡田委員、

今、児玉委員が言われたのは、今の説明とは違います。児玉委員が言われたのは 831 円の地域別最低賃金と鉄鋼とこの新しい小売の最低賃金の 3 つですねというふうにおっしゃったのですけれど、今事務局がおっしゃったのは、地域別最低賃

金、鉄鋼、既存の百貨店、総合スーパー、これは多分、この新しいものが開かれたら、開かれないということはそのまま継続し続けるという、そういうことですね。で、この新しい小売ということなので、和歌山県には4つの最低賃金が存在して、例えば新しい小売の産業別最低賃金が835円というふうに決まったとしたら、百貨店、総合スーパーについては850円が生きているから、百貨店、総合スーパーは850円の既存の枠組みが適用されて、この各種食料品小売業のところには新しい835円が適用されるという。こういう解釈でいいですか。

○事務局（嶋本）

はい、そのとおりです。

○澤井委員

この特定最賃の分類でいうと、多分10年以内であると思うのですが、兵庫の方で、2つの産業を分けたことがあるのですね。そのときは、基本的には今回と同じように新設みたいな扱いの申請で、スタートとしては今ある既存の金額をベースに金額の改定について使用者、公益、労働側で話し合ったという実例がございましたので、わたくしの認識としては当初申し上げた形で考えていたということと併せて御報告させていただきます。

○本田委員

それは、簡単に言うと850円が最低でスタートですよという話し合いの形になるということですか。

○澤井委員

そこは、結果としてそうなったので、金額審議の結果そういうふうな形になったということでお聞きしてまして、詳細まではないのですが、本部の方にそういう事例が過去にあるんですかと聞いたときに、兵庫にそういうのがあったということがありましたので、それを参考に考えさせていただいていたということです。

○原委員

既存のものを2つにするというのと、新たに入ってきたときに、仮に、今の話であれば、850円が生きなくて、旧の850円の人も含めて835円とかで仮になったら、この850円というのは、我々最低賃金審議会としての、理論的に全く破綻してしまわないのかなあ。

そういうことを認められるのかということに、結果としてどうなるというのは別にして、そういうことがあり得るといふふうなことでスタートするといふのは、ちょっと違うのではないかなあといふふう思うのですが、そのあたりはどうで

しょうか。

というのは、そういうことを議論している中で、「だから 850 円でスタートするんです」みたいな話をされてしまうと、思いが違いますよね。

○岡田委員

そこが産業別最低賃金の審議の場で行われるので、多分労側は 850 円からスタートしたいというし、使側はいえいえ 831 円からスタートですよというところからスタートしていくので。

○原委員

特定で決まったら我々このような場はあるんですか。

○富山会長

もちろん。

今から小委員会でこの必要性についての検討をして、そして、必要性があるということになれば、その後でそれぞれ専門部会で審議をして、またこの本審の方で決定するということになります。その中で審議をしていくということになりますけれど。今ここでいろいろと意見が出たわけですが、最終的にはそういう形で決まるのですが、まずその前に特別小委員会、これは鉄鋼の方で特別小委員会が設けられていますけれど、それについて同じように今の諮問がありました分について小委員会を設けて審議するという形になるのですけれど。

○本田委員

分ける場合は分かりますが、今まであったのを 2 つに分ける場合はそれをベースにそこから話し合うのは分かりますけれど、単価の違う業種をくっつけて、高い方からスタートするみたいなイメージになってしまうから、その審議の仕方が難しいですね。

○岡田委員

そこは、産業別最賃の場でやればいいのかではないですか。

○本田委員

それをするかどうかを次で決めるということですね。

○岡田委員

その難しいスタート地点が労と使で全然違うのを、どうそもそもスタートしていくのかという、かなり難しいミッションを負った場ができるのかどうかを特小委員会で話し合っていて、できた場合には。

○野田委員

それは特小ではないのと違うのかなあ。やっぱりほかの業種から引っぱるということをベースにしておかないと。

○岡田委員

いえ、その議論の場を作るかどうかを決めるのは特小委員会なので、特小委員会はどう議論するのかは決めない。

○富山会長

必要性があるかどうかについて特別小委員会を設けて、そこで必要性があるということになると。

○原委員

必要性があるかないかということでしょ。こんなベースでというのがなければ必要性の議論なんかできないのではないですか。

すごくリスクだと思います。労働側にとっては。

○澤井委員

その話をするのがこの後のことで、今日は申し入れですよ。申し入れをして、その上で、その話をさせていただくのが8月7日の特別小委員会の場ですね。

○原委員

一般論として聞いてほしいのですが、元の議論に戻ってしまうかもしれませんが、百貨店、総合スーパーというのは食料品がすべて含めて百貨店、総合スーパーでやってたわけですよ。

○本田委員

じゃないです。

○岡田委員

百貨店、総合スーパーというのは、百貨店は百貨店ですし、総合スーパーはかなり厳しい定義があるので、かなり範囲が限られるのです。で、和歌山県の中で総合スーパーが産業にとって大きな意義を持っていたという時代が確かにあったんだというふうに思います。

総合スーパーで働くことと一般スーパーで働くこととは違う時代は確かにあったし、経営者側にとっても総合スーパーと一般スーパーの位置付けがかなり違う時代が確かにあったんだと思うのですが、ここ3、4年くらいの間はずっとこの

産業別最低賃金の議論の場で、総合スーパーも一般スーパーも変わらないのに一般スーパーは地域別最低賃金が採用され、総合スーパーには違う、もう少し高い賃金が適用されているのは、経営側として非常にやりにくいというふうな御意見が使側からあって、労側は最初の頃はそれに反発というか、総合スーパーには総合スーパーの意義があるのだという意見だったのですが、意見を重ねていくうちに、特に去年とか今年は労側からも、「そうですね、総合と一般は変わりませんね」という話になったので、では総合スーパーと一般スーパーを一括して話し合うような場を作ったらいかがですかと昨年言って、使側、労側が「そうですね。来年からそういう場を作れるようにしましょう」というのが去年までの流れなので、とりあえずその場を作るか作らないのかというのを特小委員会で議論をしていただき、場が作れたのであれば、その場でどういうふうに議論をしていくのかという話し合いをするということなので、まずは特小委員会で議論していただければと思います。

#### ○澤井委員

違いなんですけれど、百貨店、総合スーパーのくくりは衣料品を売り上げの3割を扱っているか、服を置いて売り上げの1割を超えているのかどうかというだけなんですよね。結構スーパーと言ったら一部置いていたりするんですけど、置いているところが少なく、南の方であればダイエーさんとかあるのですが、松源さんは扱ってないとか、ちょっとしか扱ってなくてだめですよ。最近ではホームセンターとかも結構服とか食料品を置いていたり、だんだん業界が変化してきて使用者側からも、岡田委員から言っていたとおおり、「業界が変わっているのにここだけ変わらないの」みたいな議論をずっと使用者側から話されて、百貨店が昔はメインであったと思うのですが、似たような業態に産業分類的になって来たということで、今回話し合いの場を設けさせていただきたいということの申し入れという形でお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

#### ○富山会長

こういう問題を提起した経緯もお話していただいたのですが、今回ここで審議するのは、そのような必要性について特別小委員会で審議するということなんですけど、鉄鋼業については鉄鋼業最低賃金の必要性の審議のための特別小委員会が作られているのですが、そこで合わせて審議することとしたいと思うのですが、よろしいでしょうね。

別に特別小委員会を設けるということではなしに、鉄鋼業の特定最賃と同じ特別小委員会で必要性について審議するということなんですけど。

特に異議はございませんか。

<異議なし>



それでは鉄鋼業と同じ場でということにいたしますけど、公益委員については鉄鋼業と同じ場合は金川委員、本田委員、足立委員の3名が担当します。労働者側、使用者側それぞれ3名を推薦いただけますでしょうか。

○事務局（嶋本）

鉄鋼業の時に推薦いただいていますので、そのメンバーでということになると思います。

今後の予定といたしましては、8月7日に予定させていただいているのですが、こちらの特別小委員会において鉄鋼業の改正決定の必要性、並びに、今回申出いただいた最低賃金の新設決定の必要性について審議をいただくという流れになるかと思えます。

その審議の結果を踏まえて、また本審の方で必要性があるかないかの報告させていただくということになると思います。

○富山会長

ただいま説明ありましたように、今後の予定といたしましては特別小委員会において最賃の新設決定の必要性について審議をいただいて、その後の審議会本審においてその報告をいただきたいと思えます。

その結果を踏まえて審議会から局長へ必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それではそのように進めさせていただきたいと思えます。特別小委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

先ほども申し上げましたが、特別小委員会で鉄鋼業の時に立ち上げていただいた際に8月7日10時からということをお願いしておるところでございます。これに合わせてすることになりますので、8月7日10時から開催予定でよろしく願いいたします。

もしそこで結論が出ましたら異議審の8月21日、こちらの本審の方で必要性の有無を答申いただくという流れになるかと思えます。

以上です。よろしくをお願いします。

○富山会長

よろしいでしょうか。

その他ということで何がございせんか。  
それでは、特にないようですので、第3回の審議会を終了いたします。  
以上をもちまして、本日の会議を終了とします。



令和2年8月5日

和歌山労働局長  
池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信彦

和歌山県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け和労発基第0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。



和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



和労発基 0805 第2号  
令和2年8月5日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長  
池田真澄

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月27日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（写）のとおり、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。